

静岡市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例施行規則の一部を  
改正する規則（案）に関する意見公募手続の実施について

静岡市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例施行規則（平成15年静岡市規則第235号）の一部の改正を予定しています。

つきましては、次のとおり静岡市行政手続条例（平成15年静岡市条例第8号）第37条第1項の規定による手続（意見公募手続）を実施し、皆様の意見を募集します。

1 規則等の案の題名

静岡市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則（案）

2 規則等の案の内容

別紙1のとおり

3 関連する資料

別紙2のとおり

4 意見を提出することができる期間

令和7年11月14日（金）から令和7年12月15日（月）まで

5 意見の提出先

〒420-8602

静岡市葵区追手町5番1号（静岡市役所静岡庁舎新館5階）

静岡市都市局建築部建築安全推進課指導係 宛て

電 話 054-221-1267

ファクシミリ 054-221-1135

6 意見の提出の方法

（1）郵送、持参又はファクシミリにより提出する場合

「意見公募用紙」に意見等を御記入の上、上記宛先へ提出してください。

※令和7年12月15日（月）必着とします。

（2）電子申請により提出する場合

裏面7（2）に記載のホームページアドレスから電子申請システムの専用フォームにアクセスし、意見等を送信してください。

## 7 規則等の案及びこれに関連する資料の公表の方法

(1) 公告文の掲出

(2) 静岡市ホームページへの掲載

(ホームページアドレス <https://www.city.shizuoka.lg.jp/s2574/s012550.html>)

(3) 静岡市役所都市局建築部建築安全推進課（静岡市役所静岡庁舎新館5階）での  
閲覧又は配布

(4) 各区の市政情報コーナーでの閲覧又は配布

## 8 注意事項

(1) 電話又は電子メールによる意見の提出は御遠慮願います。

(2) 意見に対する個別の回答は致しませんので、御了承ください。

(3) いただいた意見は、個人が特定できないよう編集した上で、静岡市ホームページ  
等で公開させていただきますので、御了承ください。

お問合せ先

〒420-8602 静岡市葵区追手町5-1

静岡市役所都市局建築部建築安全推進課指導係

電 話 054-221-1267

F A X 054-221-1135

## 静岡市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例 施行規則の一部を改正する規則（案）の概要

### 1 規則等の案の題名

静岡市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則（案）

### 2 規則等を定める根拠となる法令の条項

建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 1 条の 3 第 1 項、第 3 項、  
第 10 条の 4 第 1 項、第 10 条の 4 の 2 第 1 項、第 10 条の 16 第 1 項、第 2 項、第 3 項

### 3 改正（案）の趣旨及び内容

静岡市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例（以下「条例」という。）は、中高層建築物に関する建築に係る計画の事前公開、紛争のあっせん及び調停その他必要な事項を定めることにより、紛争の予防及び調整を図り、もって良好な近隣関係を保持するとともに、安全で快適な居住環境の保全及び形成に資することを目的としている。静岡市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例施行規則（以下「規則」という。）は、条例の施行に関し必要な事項を定めるものである。

今回の規則改正は、建築基準法（以下「法」という。）、同法施行令（以下「政令」という。）及び同法施行規則（以下「規則」という。）が改正されたことで引用している同法の許可認定等に関する条項ずれや追加が生じたため、所要の改正を行うものである。また、市長への届出を要する認定又は許可について、法令の改正に対応するとともに対象となる認定又は許可を明確にするため、所要の改正を行うものである。

- (1) 建築主等が隣接住民等に対して説明を行う際に提示する図書について、引用している規則に条項ずれを生じたため、所要の改正を行う。（第 6 条第 2 項）
- (2) 標識設置届の提出する期日について、法又は政令に規定する許可又は認定の申請をしようとする日を基準としているが、引用している法又は政令に関する条項ずれや追加が生じたため、所要の改正を行う。また、市長への届出を要する認定又は許可について、法令の改正に対応するとともに対象となる認定又は許可を明確にするため、所要の改正を行う。（第 8 条第 1 号、第 2 号、第 3 号）

### 4 関連する資料

別紙 2 のとおり

### 5 施行日

令和 8 年 1 月中に施行する予定です。

**建築基準法施行規則<抜粋>**

(確認申請書の様式)

第一条の三 法第六条第一項(法第八十七条第一項において準用する場合を含む。第四項において同じ。)の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。ただし、次の表一の(い)項に掲げる配置図又は各階平面図は、次の表二の(二十三)項の(ろ)欄に掲げる道路に接して有効な部分の配置図若しくは特定道路の配置図、同表の(二十八)項の(ろ)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の配置図、隣地高さ制限適合建築物の配置図若しくは北側高さ制限適合建築物の配置図又は同表の(二十九)項の(ろ)欄に掲げる日影図と、表一の(ろ)項に掲げる二面以上の立面図又は二面以上の断面図は、表二の(二十八)項の(ろ)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の二面以上の立面図、隣地高さ制限適合建築物の二面以上の立面図若しくは北側高さ制限適合建築物の二面以上の立面図又は同表の(四十五)項の(ろ)欄に掲げる防災都市計画施設に面する方向の立面図と、それぞれ併せて作成することができる。

一 別記第二号様式による正本一通及び副本一通に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの(正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の氏名が記載されたものに限る。)

イ 次の表一の各項に掲げる図書(次の(1)から(3)までに掲げる場合にあつては、当該(1)から(3)までに掲げる図書を除く。)

(1) 用途変更の場合 次の表一の(は)項に掲げる図書

(2) 確認に係る建築物又は建築物の部分が木造の建築物(法第六条第一項に規定する建築基準法令の規定(国土交通大臣が定めるものを除く。)に定めるところによる構造計算によつて安全性を確かめたものを除く。以下この項及び第三条の二第一項第十号において「特定木造建築物」という。)又はその部分である場合 次の表一の(は)項に掲げる図書のうち基礎伏図、各階床伏図及び小屋伏図

(3) 確認に係る建築物又は建築物の部分が国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分である場合(当該認定に係る認定書の写しを添えた場合に限る。) 次の表一の(は)項に掲げる図書のうち国土交通大臣が指定したもの

ロ 申請に係る建築物が次の(1)から(3)までに掲げる建築物である場合にあつては、それぞれ当該(1)から(3)までに定める図書及び書類

(1) 次の表二の各項の(い)欄並びに表五の(二)項及び(三)項の(い)欄に掲げる建築物 それぞれ表二の各項の(ろ)欄に掲げる図書並びに表五の(二)項の(ろ)欄に掲げる計算書及び同表の(三)項の(ろ)欄に掲げる図書(用途変更の場合においては表二の(一)項の(ろ)欄に掲げる図書を、国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分に係る場合で当該認定に係る認定書の写しを添

えたものにおいては表二の(一)項の(ろ)欄に掲げる図書、表五の(一)項及び(四)項から(六)項までの(ろ)欄に掲げる計算書並びに同表の(三)項の(ろ)欄に掲げる図書のうち国土交通大臣が指定したものを、(2)の認定を受けた構造の建築物又はその部分に係る場合においては同表の(二)項の(ろ)欄に掲げる計算書を除く。)

(2) 次の(i)及び(ii)に掲げる建築物(用途変更をする建築物を除く。) それぞれ当該(i)及び(ii)に定める図書(国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分に係る場合においては、当該認定に係る認定書の写し及び当該構造であることを確かめることができるものとして国土交通大臣が指定した構造計算の計算書)。ただし、(i)及び(ii)に掲げる建築物について法第二十条第一項第二号イ及び第三号イの認定を受けたプログラムによる構造計算によつて安全性を確かめた場合は、当該認定に係る認定書の写し、当該プログラムによる構造計算を行うときに電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)に入力した構造設計の条件並びに構造計算の過程及び結果に係る情報を記録した電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第三条の二十二第一項及び第二項において同じ。)に係る記録媒体をいう。以下同じ。)並びに(i)及び(ii)に定める図書のうち国土交通大臣が指定したものをもつて代えることができる。

(i) 次の表三の各項の(い)欄上段((二)項にあつては(い)欄)に掲げる建築物  
当該各項の(ろ)欄に掲げる構造計算書

(ii) 建築基準法施行令(以下「令」という。)第八十一条第二項第一号イ若しくはロ又は同項第二号イ又は同条第三項に規定する国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算により安全性を確かめた建築物 次の表三の各項の(ろ)欄に掲げる構造計算書に準ずるものとして国土交通大臣が定めるもの

(3) 次の表四の各項の(い)欄に掲げる建築物 当該各項に掲げる書類(建築主事又は建築副主事(以下「建築主事等」という。))が、当該書類を有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。)

二 別記第三号様式による建築計画概要書

三 代理者によつて確認の申請を行う場合にあつては、当該代理者に委任することを証する書類(以下「委任状」という。)又はその写し

四 申請に係る建築物が一級建築士、二級建築士又は木造建築士(第四項第四号、第三条第三項第四号及び第三条の七第一項第四号において「建築士」という。)により構造計算によつてその安全性を確かめられたものである場合(建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第二十条の二の規定の適用がある場合を除く。第四項第四号、第三条第三項第四号及び第三条の七第一項第四号において同じ。)にあつては、同法第二十条第二項に規定する証明書(構造計算書を除く。第四項第四号、第三条第三項第四号及び第三条の七第一項第四号において単に「証明書」という。)の写し

|             | 図書の種類  | 明示すべき事項                                                                                                                                                                                     |
|-------------|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (い)         | 付近見取図  | 方位、道路及び目標となる地物                                                                                                                                                                              |
|             |        |                                                                                                                                                                                             |
|             | 配置図    | 縮尺及び方位                                                                                                                                                                                      |
|             |        | 敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別                                                                                                                                                      |
|             |        | 延焼のおそれのある部分                                                                                                                                                                                 |
|             |        | 防火上有効な公園、広場、川その他の空地又は水面、耐火構造の壁その他これらに類するものの位置                                                                                                                                               |
|             |        | 擁壁の設置その他安全上適当な措置                                                                                                                                                                            |
|             |        | 土地の高低、敷地と敷地の接する道の境界部分との高低差及び申請に係る建築物の各部分の高さ                                                                                                                                                 |
|             |        | 敷地の接する道路の位置、幅員及び種類                                                                                                                                                                          |
|             |        | 下水管、下水溝又はためますその他これらに類する施設の位置及び排出経路又は処理経路                                                                                                                                                    |
|             | 各階平面図  | 縮尺及び方位                                                                                                                                                                                      |
|             |        | 間取、各室の用途及び床面積                                                                                                                                                                               |
|             |        | 壁及び筋かいの位置及び種類                                                                                                                                                                               |
|             |        | 通し柱及び開口部の位置                                                                                                                                                                                 |
|             |        | 延焼のおそれのある部分の外壁の位置及び構造                                                                                                                                                                       |
|             |        | 申請に係る建築物が法第三条第二項の規定により法第二十八条の二(同条第一号及び第二号に掲げる基準に係る部分に限る。)の規定の適用を受けない建築物である場合であつて当該建築物について増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替(以下この項において「増築等」という。)をしようとするときにあつては、当該増築等に係る部分以外の部分について行う令第百三十七条の四の二第三号に規定する措置 |
|             | 床面積求積図 | 床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式                                                                                                                                                                    |
| (ろ)、(は) (略) |        |                                                                                                                                                                                             |

二

|                 |                          |                    |                                    |
|-----------------|--------------------------|--------------------|------------------------------------|
|                 | (い)                      | (ろ)                |                                    |
|                 |                          | 図書の種類              | 明示すべき事項                            |
| (一) ～ (二十八) (略) |                          |                    |                                    |
| (二十九)           | 法第五十六条の二の規定<br>が適用される建築物 | 付近見取図              | 敷地の位置                              |
|                 |                          | 配置図                | 建築物の各部分の高さ                         |
|                 |                          |                    | 軒の高さ                               |
|                 |                          |                    | 地盤面の異なる区域の境界線                      |
|                 |                          |                    | 敷地の接する道路、水面、線路敷その他これらに類するものの位置及び幅員 |
|                 |                          | 日影図                | 縮尺及び方位                             |
|                 |                          |                    | 敷地境界線                              |
|                 |                          |                    | 法第五十六条の二第一項に規定する対象区域の境界線           |
|                 |                          |                    | 法別表第四 (い) 欄の各項に掲げる地域又は区域の境界線       |
|                 |                          |                    | 高層住居誘導地区又は都市再生特別地区の境界線             |
|                 |                          |                    | 日影時間の異なる区域の境界線                     |
|                 |                          |                    | 敷地の接する道路、水面、線路敷その他これらに類するものの位置及び幅員 |
|                 |                          |                    | 敷地内における建築物の位置                      |
|                 |                          | 平均地盤面からの建築物の各部分の高さ |                                    |

|  |          |                                                                                                                          |
|--|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  |          | <p>法第五十六条の二第一項の<br/>水平面（以下「水平面」と<br/>いう。）上の敷地境界線か<br/>らの水平距離五メートル及<br/>び十メートルの線（以下<br/>「測定線」という。）</p>                    |
|  |          | <p>建築物が冬至日の真太陽時<br/>による午前八時から三十分<br/>ごとに午後四時まで（道の<br/>区域内にあつては、午前九<br/>時から三十分ごとに午後三<br/>時まで）の各時刻に水平面<br/>に生じさせる日影の形状</p> |
|  |          | <p>建築物が冬至日の真太陽時<br/>による午前八時から午後四<br/>時まで（道の区域内にあつ<br/>ては、午前九時から午後三<br/>時まで）の間に測定線上の<br/>主要な点に生じさせる日影<br/>時間</p>          |
|  |          | <p>建築物が冬至日の真太陽時<br/>による午前八時から午後四<br/>時まで（道の区域内にあつ<br/>ては、午前九時から午後三<br/>時まで）の間に水平面に生<br/>じさせる日影の等時間日影<br/>線</p>           |
|  |          | <p>土地の高低</p>                                                                                                             |
|  | 日影形状算定表  | <p>平均地盤面からの建築物の<br/>各部分の高さ及び日影の形<br/>状を算定するための算式</p>                                                                     |
|  | 二面以上の断面図 | <p>平均地盤面</p>                                                                                                             |
|  |          | <p>地盤面及び平均地盤面から<br/>の建築物の各部分の高さ</p>                                                                                      |



|                  |  |                             |                                       |                                      |
|------------------|--|-----------------------------|---------------------------------------|--------------------------------------|
|                  |  |                             |                                       | 隣地又はこれに接続する土地で日影が生ずるものの地盤面又は平均地表面    |
|                  |  |                             | 平均地盤面算定表                              | 建築物が周囲の地面と接する各位置の高さ及び平均地盤面を算定するための算式 |
|                  |  | 法第五十六条の二第一項ただし書の規定が適用される建築物 | 法第五十六条の二第一項ただし書の許可の内容に適合することの確認に必要な図書 | 当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項      |
| (三十) ～ (九十三) (略) |  |                             |                                       |                                      |

2 (略)

3 法第八十六条の八第一項若しくは法第八十七条の二第一項の認定（以下「全体計画認定」という。）又は法第八十六条の八第三項（法第八十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による変更の認定（以下「全体計画変更認定」という。）を受けた建築物に係る確認の申請書にあつては、別記第六十七号の五様式による全体計画認定通知書又は全体計画変更認定通知書及び添付図書の写しを添えるものとする。

4～11 (略)

（許可申請書及び許可通知書の様式）

第十条の四 法第四十三条第二項第二号、法第四十四条第一項第二号若しくは第四号、法第四十七条ただし書、法第四十八条第一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書、第四項ただし書、第五項ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書、第八項ただし書、第九項ただし書、第十項ただし書、第十一項ただし書、第十二項ただし書、第十三項ただし書若しくは第十四項ただし書（法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。）、法第五十一条ただし書（法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。）、法第五十二条第十項、第十一項若しくは第十四項、法第五十三条第四項、第五項若しくは第六項第三号、法第五十三条の二第一項第三号若しくは第四号（法第五十七条の五第三項において準用する場合を含む。）、法第五十五条第三項若しくは第四項各号、法第五十六条の二第一項ただし書、法第五十七条の四第一項ただし書、法第五十八条第二項、法第五十九条第一項第三号若しくは第四項、法第五十九条の二第一項、法第六十条の二第一項第三号、法第六十条の二の二第一項第二号若しくは第三項ただし書、法第六十条の三

第一項第三号若しくは第二項ただし書、法第六十七条第三項第二号、第五項第二号若しくは第九項第二号、法第六十八条第一項第二号、第二項第二号若しくは第三項第二号、法第六十八条の三第四項、法第六十八条の五の三第二項、法第六十八条の七第五項、法第八十五条第三項、第六項若しくは第七項又は法第八十七条の三第三項、第六項若しくは第七項の規定（以下この条において「許可関係規定」という。）による許可を申請しようとする者は、別記第四十三号様式（法第八十五条第三項、第六項若しくは第七項又は法第八十七条の三第三項、第六項若しくは第七項の規定による許可の申請にあつては別記第四十四号様式）による申請書の正本及び副本に、それぞれ、特定行政庁が規則で定める図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。

2～5 （略）

（認定申請書及び認定通知書の様式）

第十条の四の二 法第四十三条第二項第一号、法第四十四条第一項第三号、法第五十二条第六項第三号、法第五十五条第二項、法第五十七条第一項、法第六十八条第五項、法第六十八条の三第一項から第三項まで若しくは第七項、法第六十八条の四、法第六十八条の五の二、法第六十八条の五の五第一項若しくは第二項、法第六十八条の五の六、法第八十六条の六第二項、令第百三十一条の二第二項若しくは第三項、令第百三十七条の十二第六項若しくは第七項又は令第百三十七条の十六第二号の規定（以下この条において「認定関係規定」という。）による認定を申請しようとする者は、別記第四十八号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、特定行政庁が規則で定める図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。

2～4 （略）

（一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る認定又は許可の申請等）

第十条の十六 法第八十六条第一項又は第二項の規定による認定の申請をする者は、別記第六十一号様式による申請書の正本及び副本に、同条第三項又は第四項の規定による許可の申請をする者は、別記第六十一号の二様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。

一 次の表の（い）項に掲げる図書及び法第五十二条第八項の規定の適用によりその容積率が同項の規定の適用がないとした場合における同条第一項及び第七項の規定による限度を超えるものである建築物については同表の（ろ）項に掲げる図書、同条第九項の規定の適用によりその容積率が同項の規定の適用がないとした場合における同条第一項、第二項及び第七項の規定による限度を超えるものである建築物については同表の（は）項に掲げる図書、法第五十六条第七項の規定の適用により同項第一号に掲げる規定が適用されない建築物については同表の（に）項に掲げる図書、同条第七項の規定の適用により同項第二号に掲げる規定が適用されない建築物については同表の（ほ）項に

## (別紙 2)

掲げる図書、同条第七項の規定の適用により同項第三号に掲げる規定が適用されない建築物については同表の（へ）項に掲げる図書、法第五十六条の二第一項の規定により日影による高さの制限を受ける建築物については同表の（と）項に掲げる図書。ただし、同表の（い）項に掲げる付近見取図、配置図又は各階平面図は、同表の（ろ）項若しくは（は）項に掲げる図書、同表の（に）項に掲げる道路高さ制限適合建築物の配置図、同表の（ほ）項に掲げる隣地高さ制限適合建築物の配置図、同表の（へ）項に掲げる北側高さ制限適合建築物の配置図又は同表の（と）項に掲げる日影図と、同表の（い）項に掲げる二面以上の立面図又は断面図は、同表の（に）項に掲げる道路高さ制限適合建築物の二面以上の立面図、同表の（ほ）項に掲げる隣地高さ制限適合建築物の二面以上の立面図又は同表の（へ）項に掲げる北側高さ制限適合建築物の二面以上の立面図と、それぞれ併せて作成することができる。

|     | 図書の種類 | 明示すべき事項                                                                                                              |
|-----|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (い) | 付近見取図 | 方位、道路及び目標となる地物                                                                                                       |
|     |       | 法第八十六条第一項若しくは第二項又は法第八十六条の二第一項の規定による認定の申請に係る土地の区域（以下「申請区域」という。）                                                       |
|     | 配置図   | 縮尺及び方位                                                                                                               |
|     |       | 申請区域の境界線                                                                                                             |
|     |       | 申請区域内の建築物の敷地境界線、用途、延べ面積、位置及び構造並びに申請に係る建築物と申請区域内の他の建築物との別（法第八十六条第一項又は第三項の規定による認定又は許可（一の建築物の建築等に係るものに限る。）の申請をする場合を除く。） |
|     |       | 申請区域内の建築物に附属する自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積及び位置                                                                               |
|     |       | 土地の高低                                                                                                                |
|     |       | 申請区域内の建築物の各部分の高さ                                                                                                     |
|     |       | 申請区域の接する道路の位置、幅員及び種類                                                                                                 |
|     |       | 申請区域内に設ける通路の位置、延長及び幅員                                                                                                |
|     | 各階平面図 | 縮尺及び方位                                                                                                               |
|     |       | 外壁の開口部の位置及び構造                                                                                                        |
|     |       | 申請区域内の建築物が一の敷地内にあるものとみな                                                                                              |

|     |                                                                                   |                                                                     |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|
|     |                                                                                   | された場合における延焼のおそれのある部分の外壁の構造                                          |
|     | 二面以上の立面図                                                                          | 縮尺                                                                  |
|     |                                                                                   | 開口部の位置及び構造                                                          |
|     |                                                                                   | 申請区域内の建築物が一の敷地内にあるものとみなされた場合における延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造               |
|     |                                                                                   |                                                                     |
|     | 断面図（法第八十六条第一項又は第三項の規定により二以上の構えを成す建築物の建築等に係る認定又は許可の申請をする場合にあつては、隣接する二以上の建築物を含む断面図） | 縮尺                                                                  |
|     |                                                                                   | 地盤面                                                                 |
|     |                                                                                   | 開口部の位置                                                              |
|     |                                                                                   | 軒の高さ及び建築物の高さ                                                        |
|     |                                                                                   | 建築物間の距離（法第八十六条第一項又は第三項の規定による認定又は許可（一の建築物の建築等に係るものに限る。）の申請をする場合を除く。） |
|     |                                                                                   |                                                                     |
|     | 地盤面算定表                                                                            | 建築物が周囲の地面と接する各位置の高さ                                                 |
|     |                                                                                   | 地盤面を算定するための算式                                                       |
| (ろ) | 道路に接して有効な部分の配置図                                                                   | 申請区域の境界線                                                            |
|     |                                                                                   | 申請区域内における法第五十二条第八項第二号に規定する空地の面積及び位置                                 |
|     |                                                                                   | 道路に接して有効な部分の面積及び位置                                                  |
|     |                                                                                   | 申請区域内における工作物の位置                                                     |
|     |                                                                                   | 申請区域の接する道路の位置                                                       |
|     |                                                                                   | 令第百三十五条の十七第三項の表（い）欄各項に掲げる地域の境界線                                     |
| (は) | 特定道路の配置図                                                                          | 申請区域の境界線                                                            |
|     |                                                                                   | 申請区域の接する前面道路及び当該前面道路が接続する特定道路の位置及び幅員                                |
|     |                                                                                   | 当該特定道路から申請区域が接する前面道路の部分の直近の端までの延長                                   |
| (に) | 道路高さ制限適合建築物                                                                       | 縮尺                                                                  |

|                          |                                                                                                  |
|--------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| の配置図                     | 申請区域の境界線                                                                                         |
|                          | 申請区域内における申請に係る建築物及び道路高さ制限適合建築物の位置                                                                |
|                          | 申請区域内における擁壁の位置                                                                                   |
|                          | 土地の高低                                                                                            |
|                          | 申請区域の接する道路の位置、幅員及び種類                                                                             |
|                          | 申請区域の接する前面道路の路面の中心からの申請に係る建築物及び道路高さ制限適合建築物の各部分の高さ                                                |
|                          | 申請に係る建築物及び道路高さ制限適合建築物の申請区域の接する前面道路の境界線からの後退距離                                                    |
|                          | 道路制限 <sup>こう</sup> 勾配が異なる地域等の境界線                                                                 |
|                          | 令第三百三十二条又は令第三百三十四条第二項に規定する区域の境界線                                                                 |
|                          | 申請区域内の建築物が一の敷地内にあるものとみなされた場合における令第三百三十五条の九に規定する位置及び当該位置の間の距離                                     |
|                          | 申請区域内の申請に係る建築物及び申請区域内の道路高さ制限適合建築物について申請区域内の建築物が一の敷地内にあるものとみなされた場合における令第三百三十五条の九に規定する位置ごとに算定した天空率 |
| 道路高さ制限適合建築物<br>の二面以上の立面図 | 縮尺                                                                                               |
|                          | 申請区域の接する前面道路の路面の中心の高さ                                                                            |
|                          | 申請区域の接する前面道路の路面の中心からの申請に係る建築物及び道路高さ制限適合建築物の各部分の高さ                                                |
|                          | 令第三百三十五条の二第二項の規定により特定行政庁が規則で定める高さ                                                                |
|                          | 申請区域内における擁壁の位置                                                                                   |

|     |                                        |                                                                                 |
|-----|----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
|     |                                        | 土地の高低                                                                           |
|     |                                        | 申請区域内の建築物が一の敷地内にあるものとみなされた場合における令第百三十五条の九に規定する位置からの申請に係る建築物及び道路高さ制限適合建築物の各部分の高さ |
|     | 道路高さ制限近接点における水平投影位置確認表                 | 申請区域の接する前面道路の路面の中心からの申請に係る建築物及び道路高さ制限適合建築物の各部分の高さ                               |
|     |                                        | 道路高さ制限近接点から申請に係る建築物及び道路高さ制限適合建築物の各部分までの水平距離、仰角及び方位角                             |
|     | 道路高さ制限近接点における申請に係る建築物及び道路高さ制限適合建築物の天空図 | 水平投影面                                                                           |
|     |                                        | 天空率                                                                             |
|     | 道路高さ制限近接点における天空率算定表                    | 申請に係る建築物及び道路高さ制限適合建築物の天空率を算定するための算式                                             |
| (ほ) | 隣地高さ制限適合建築物の配置図                        | 縮尺                                                                              |
|     |                                        | 申請区域の境界線                                                                        |
|     |                                        | 申請区域内における申請に係る建築物及び隣地高さ制限適合建築物の位置                                               |
|     |                                        | 申請区域内における擁壁の位置                                                                  |
|     |                                        | 土地の高低                                                                           |
|     |                                        | 申請区域の接する道路の位置、幅員及び種類                                                            |
|     |                                        | 申請区域内の建築物が一の敷地内にあるものとみなされた場合における地盤面からの申請に係る建築物及び隣地高さ制限適合建築物の各部分の高さ              |
|     |                                        | 法第五十六条第一項第二号に規定する水平距離のうち最小のものに相当する距離                                            |
|     |                                        | 令第百三十五条の七第一項第二号に規定する隣地高さ制限適合建築物の隣地境界線からの後退距離                                    |
|     |                                        |                                                                                 |

|                          |                                                                                     |
|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
|                          | 隣地制限 <sup>こう</sup> 勾配が異なる地域等の境界線                                                    |
|                          | 申請区域内の建築物が一の敷地内にあるものとみなされた場合における高低差区分区域の境界線                                         |
|                          | 申請区域内の建築物が一の敷地内にあるものとみなされた場合における令第百三十五条の十に規定する位置及び当該位置の間の距離                         |
|                          | 申請に係る建築物及び隣地高さ制限適合建築物について申請区域内の建築物が一の敷地内にあるものとみなされた場合における令第百三十五条の十に規定する位置ごとに算定した天空率 |
| 隣地高さ制限適合建築物<br>の二面以上の立面図 | 縮尺                                                                                  |
|                          | 申請区域内の建築物が一の敷地内にあるものとみなされた場合における地盤面                                                 |
|                          | 申請区域内の建築物が一の敷地内にあるものとみなされた場合における地盤面からの申請に係る建築物及び隣地高さ制限適合建築物の各部分の高さ                  |
|                          | 令第百三十五条の三第二項の規定により特定行政庁が規則に定める高さ                                                    |
|                          | 申請区域内における擁壁の位置                                                                      |
|                          | 土地の高低                                                                               |
|                          | 申請区域内の建築物が一の敷地内にあるものとみなされた場合における高低差区分区域の境界線                                         |
|                          | 申請区域内の建築物が一の敷地内にあるものとみなされた場合における令第百三十五条の十に規定する位置からの申請に係る建築物及び隣地高さ制限適合建築物の各部分の高さ     |
| 隣地高さ制限近接点における水平投影位置確認表   | 申請に係る建築物及び隣地高さ制限適合建築物の各部分の高さ                                                        |
|                          | 隣地高さ制限近接点から申請に係る建築物及び隣地高さ制限適合建築物の各部分までの水平距離、仰角及び方位角                                 |

|     |                                        |                                                                                      |
|-----|----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
|     | 隣地高さ制限近接点における申請に係る建築物及び隣地高さ制限適合建築物の天空図 | 水平投影面                                                                                |
|     |                                        | 天空率                                                                                  |
|     | 隣地高さ制限近接点における天空率算定表                    | 申請に係る建築物及び隣地高さ制限適合建築物の天空率を算定するための算式                                                  |
| (へ) | 北側高さ制限適合建築物の配置図                        | 縮尺                                                                                   |
|     |                                        | 申請区域境界線                                                                              |
|     |                                        | 申請区域内における申請に係る建築物及び北側高さ制限適合建築物の位置                                                    |
|     |                                        | 申請区域内における擁壁の位置                                                                       |
|     |                                        | 土地の高低                                                                                |
|     |                                        | 申請区域の接する道路の位置、幅員及び種類                                                                 |
|     |                                        | 申請区域内の建築物が一の敷地内にあるものとみなされた場合における地盤面からの申請に係る建築物及び北側高さ制限適合建築物の各部分の高さ                   |
|     |                                        | 北側制限高さが異なる地域の境界線                                                                     |
|     |                                        | 申請区域内の建築物が一の敷地内にあるものとみなされた場合における高低差区分区域の境界線                                          |
|     |                                        | 申請区域内の建築物が一の敷地内にあるものとみなされた場合における令第百三十五条の十一に規定する位置及び当該位置の間の距離                         |
|     |                                        | 申請に係る建築物及び北側高さ制限適合建築物について申請区域内の建築物が一の敷地内にあるものとみなされた場合における令第百三十五条の十一に規定する位置ごとに算定した天空率 |
|     | 北側高さ制限適合建築物の二面以上の立面図                   | 縮尺                                                                                   |
|     |                                        | 申請区域内の建築物が一の敷地内にあるものとみなされた場合における地盤面                                                  |
|     |                                        | 申請区域内の建築物が一の敷地内にあるものとみなされた場合における地盤面からの申請に係る建築物及び北側高さ制限適合建築物の各部分の高さ                   |



|                                        |                                     |                                                                              |
|----------------------------------------|-------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|
|                                        |                                     | 令第百三十五条の四第二項の規定により特定行政庁が規則に定める高さ                                             |
|                                        |                                     | 申請区域内における擁壁の位置                                                               |
|                                        |                                     | 土地の高低                                                                        |
|                                        |                                     | 申請区域内の建築物が一の敷地内にあるものとみなされた場合における令第百三十五条の十一に規定する位置からの申請に係る建築物及び北側高さ制限適合建築物の高さ |
|                                        | 北側高さ制限近接点における水平投影位置確認表              | 申請に係る建築物及び北側高さ制限適合建築物の各部分の高さ                                                 |
|                                        |                                     | 北側高さ制限近接点から申請に係る建築物及び北側高さ制限適合建築物の各部分までの水平距離、仰角及び方位角                          |
| 北側高さ制限近接点における申請に係る建築物及び北側高さ制限適合建築物の天空図 | 水平投影面                               |                                                                              |
|                                        | 天空率                                 |                                                                              |
| 北側高さ制限近接点における天空率算定表                    | 申請に係る建築物及び北側高さ制限適合建築物の天空率を算定するための算式 |                                                                              |
| (と)                                    | 配置図                                 | 軒の高さ                                                                         |
|                                        |                                     | 申請区域内の建築物が一の敷地内にあるものとみなされた場合における地盤面の異なる区域の境界線                                |
|                                        |                                     | 申請区域の接する道路、水面、線路敷その他これらに類するものの位置及び幅員                                         |
|                                        | 日影図                                 | 縮尺及び方位                                                                       |
|                                        |                                     | 申請区域の境界線                                                                     |
|                                        |                                     | 法第五十六条の二第一項の対象区域の境界線                                                         |
|                                        |                                     | 法別表第四（い）欄の各項に掲げる地域又は区域の境界線                                                   |
|                                        |                                     | 高層住居誘導地区又は都市再生特別地区の境界線                                                       |
|                                        |                                     | 日影時間の異なる区域の境界線                                                               |

|  |                                                                                                                                                                                                                       |
|--|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | 申請区域の接する道路、水面、線路敷その他これらに類するものの位置及び幅員                                                                                                                                                                                  |
|  | 申請区域内における建築物の位置                                                                                                                                                                                                       |
|  | 申請区域内の建築物が一の敷地内にあるものとみなされた場合における平均地盤面からの当該建築物の各部分の高さ                                                                                                                                                                  |
|  | 申請区域内の建築物が一の敷地内にあるものとみなされた場合における測定線                                                                                                                                                                                   |
|  | 申請区域内の建築物が一の敷地内にあるものとみなされた場合における当該建築物が冬至日の真太陽時による午前八時から三十分ごとに午後四時まで(道の区域内にあつては、午前九時から三十分ごとに午後三時まで) の各時刻に水平面に生じさせる日影の形状                                                                                                |
|  | 申請区域内の建築物が一の敷地内にあるものとみなされた場合における当該建築物が冬至日の真太陽時による午前八時から午後四時まで(道の区域内にあつては、午前九時から午後三時まで) の間に測定線上の主要な点に生じさせる日影時間                                                                                                         |
|  | 申請区域内の建築物が一の敷地内にあるものとみなされた場合における当該建築物が冬至日の真太陽時による午前八時から午後四時まで(道の区域内にあつては、午前九時から午後三時まで) の間に水平面に生じさせる日影の等時間日影線                                                                                                          |
|  | 申請区域内に建築等をする建築物で法第五十六条の二第一項の規定による対象区域内にあるものが、当該申請区域内の他の建築物であつて同項の規定による対象区域内にあるものの居住の用に供する部分(その部分が、当該建築等をする建築物に係る法別表第四(い)欄の各項に掲げる地域又は区域に対応する同表(は)欄の各項に掲げる平均地盤面からの高さより低い場合においては、同項に掲げる平均地盤面からの高さの部分)に生じさせる日影の形状及び等時間日影線 |
|  | 土地の高低                                                                                                                                                                                                                 |

|  |          |                                                                            |
|--|----------|----------------------------------------------------------------------------|
|  | 日影形状算定表  | 申請区域内の建築物が一の敷地内にあるものとみなされた場合における平均地盤面からの当該建築物の各部分の高さ及び日影の形状を算定するための算式      |
|  | 二面以上の断面図 | 申請区域内の建築物が一の敷地内にあるものとみなされた場合における平均地盤面                                      |
|  |          | 申請区域内の建築物が一の敷地内にあるものとみなされた場合における地盤面及び平均地盤面からの建築物の各部分の高さ                    |
|  |          | 隣地又はこれに接続する土地で日影が生ずるものの地盤面又は平均地表面                                          |
|  | 平均地盤面算定表 | 申請区域内の建築物が周囲の地面と接する各位置の高さ及び申請区域内の建築物が一の敷地内にあるものとみなされた場合における平均地盤面を算定するための算式 |

二 第十条の十八の計画書

三 法第八十六条第一項若しくは第二項の規定による認定の申請をする者又は同条第三項若しくは第四項の規定による許可の申請をする者以外に同条第六項に規定する対象区域（以下「対象区域」という。）内の土地について所有権又は借地権を有する者がある場合においては、これらの者の同意を得たことを証する書面

四 前三号に定めるもののほか、特定行政庁が規則で定めるもの

2 法第八十六条の二第一項の規定による認定の申請をする者は、別記第六十一号様式による申請書の正本及び副本に、同条第三項の規定による許可の申請をする者は、別記第六十一号の二様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。

一 前項第一号の表の（い）項に掲げる図書及び法第五十二条第八項の規定の適用によりその容積率が同項の規定の適用がないとした場合における同条第一項及び第七項の規定による限度を超えるものである建築物については同表の（ろ）項に掲げる図書、同条第九項の規定の適用によりその容積率が同項の規定の適用がないとした場合における同条第一項、第二項及び第七項の規定による限度を超えるものである建築物については同表の（は）項に掲げる図書、法第五十六条第七項の規定の適用により同項第一号に掲げる規定が適用されない建築物については同表の（に）項に掲げる図書、同条第七項の規定の適用により同項第二号に掲げる規定が適用されない建築物については同表の（ほ）項に掲げる図書、同条第七項の規定の適用により同項第三号に掲げる規定が適用されない建築物については同表の（へ）項に掲げる図書、法第五十六条の二第一項の規定により日影による高さの制限を受ける建築物については同表の（と）項に掲げる図書。

ただし、これらの図書は併せて作成することができる。

二 法第八十六条の二第一項の規定による認定の申請をする者以外に公告認定対象区域内にある土地について所有権又は借地権を有する者がある場合又は同条第三項の規定による許可の申請をする者以外に公告許可対象区域内にある土地について所有権又は借地権を有する者がある場合においては、これらの者に対する当該申請に係る建築物の計画に関する説明のために講じた措置を記載した書面

三 前二号に定めるもののほか、特定行政庁が規則で定めるもの

3 法第八十六条の二第二項の規定による許可の申請をする者は、別記第六十一号の二様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。

一 第一項第一号の表の(い)項に掲げる図書及び法第五十二条第八項の規定の適用によりその容積率が同項の規定の適用がないとした場合における同条第一項及び第七項の規定による限度を超えるものである建築物については同表の(ろ)項に掲げる図書、同条第九項の規定の適用によりその容積率が同項の規定の適用がないとした場合における同条第一項、第二項及び第七項の規定による限度を超えるものである建築物については同表の(は)項に掲げる図書、法第五十六条第七項の規定の適用により同項第一号に掲げる規定が適用されない建築物については同表の(に)項に掲げる図書、同条第七項の規定の適用により同項第二号に掲げる規定が適用されない建築物については同表の(ほ)項に掲げる図書、同条第七項の規定の適用により同項第三号に掲げる規定が適用されない建築物については同表の(へ)項に掲げる図書、法第五十六条の二第一項の規定により日影による高さの制限を受ける建築物については同表の(と)項に掲げる図書。ただし、これらの図書は併せて作成することができる。

二 法第八十六条の二第二項の規定による許可の申請をする者以外に公告認定対象区域内にある土地について所有権又は借地権を有する者がある場合においては、これらの者の同意を得たことを証する書面

三 前二号に定めるもののほか、特定行政庁が規則で定めるもの

4, 5 (略)